

議員提出議案第5号

南相馬市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定
について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第1
項の規定により提出します。

平成25年9月26日提出

南相馬市議会議長 横山元栄様

提出者	南相馬市議会議員	小林正幸
賛成者	南相馬市議会議員	平田武
〃	〃	志賀稔宗

提案理由

震災を起因とした人口減少は、今後も長期化が予想され、また、このことに伴い、今後ますます厳しさを増すと予想される本市の財政状況に鑑み、議員定数24人を22人とするため、条例を改正するものである。

南相馬市条例第 号

南相馬市議会議員定数条例の一部を改正する条例

南相馬市議会議員定数条例（平成22年南相馬市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、南相馬市議会議員の定数を <u>22人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、南相馬市議会議員の定数を <u>24人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南相馬市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される南相馬市議会議員一般選挙から適用する。